

平成 25 年 3 月 28 日  
宮城県

## 課税実施期間の延長後の「みやぎ発展税」について

## 1 延長にあたっての考え方

課税実施期間を平成 30 年 2 月 28 日まで 5 年間延長する。  
延長に当たり、その納税義務者、超過課税の内容など課税スキームは現行のとおりとする。  
「税収の使途」は、現行のとおり「産業振興パッケージ」と「震災対策パッケージ」の二本立てとするが、東日本大震災の影響を考慮する。

## 2 延長後の「みやぎ発展税」の概要

納税義務者	県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(法人事業税に同じ。) (ただし、資本金等の額が1億円以下かつ所得金額が4千万円以下の法人(収入金課税法人は収入金額が3億2千万円以下の法人)については、超過課税の対象から除外)
超過課税の内容	宮城県県税条例第41条に定める法人事業税の税率(=標準税率)の1.05倍 平成20年10月1日以降に開始する事業年度の場合、標準税率が引き下げられたことから、引き下げ前の標準税率の0.05倍を引き下げ後の標準税率に加算した率
課税実施期間	平成30年2月28日まで
税収の使途	1 産業振興パッケージ 県内総生産10兆円の達成及び県内産業の早期復興に向けた企業集積促進策、中小企業技術高度化支援策、人づくり支援策及び地域産業振興施策の実施 企業集積促進 中小企業技術高度化支援 人づくり支援 地域産業振興促進 2 震災対策パッケージ 東日本大震災等の教訓を生かし、災害に対応する産業活動基盤の強化、防災体制の整備など地震等による被害最小化施策を展開 災害に対応する産業活動基盤の強化 防災体制の整備
管理方法	「富県宮城推進基金」を設置し、管理

## 3 「富県宮城推進基金」のこれまでの積立額等の状況

単位:億円

	基金積立額		活用額
		税収	
平成20年度	43.7	42.1	8.3
平成21年度	25.2	27.9	8.7
平成22年度	25.8	26.6	7.7
平成23年度	26.4	27.4	13.3
平成24年度	36.7	36.9	26.9
小計	157.8	160.9	64.9
平成25年度	33.6	34.7	45.1
合計	191.4	195.6	110.0

単位:億円

基金残高 (3月31日現在)	単年度	累積
平成20年度	35.3	35.3
平成21年度	17.4	52.7
平成22年度	16.7	69.4
平成23年度	13.1	82.5
平成24年度	10.4	92.9
小計	92.9	
平成25年度	11.5	81.4
合計	81.4	81.4

基金積立額：税収 - 歳出還付等 + 運用益

活用額には、翌年度への繰越分も含まれる。

平成24年度及び平成25年度の基金積立額及び活用額は予算額であり、税収及び基金残高は見込額。

活用額が確定する時期と基金残高の基準時が異なるため、各年度の基金積立額から活用額を差し引いた額と同年度の単年度基金残高は一致しない。